

住宅用火災警報器や消火器の

「悪質な訪問販売・点検」にご注意!

「消防署の方から来た」、「自治会の斡旋で来た」などと偽り、**不当な価格での住宅用火災警報器の販売、消火器の販売・点検・薬剤の詰め替え**を行う訪問業者がいます。

次のことに、ご注意ください

- ・消防署では、一般の家庭に対して「住宅用火災警報器」や「消火器」の販売、斡旋、点検などは行っていません。
- ・法律では、住宅用火災警報器の設置は義務化されていますが、一般の家庭に消火器の設置・点検の義務はありません。



不審に思ったら、

- ・身分証明書などの提示を求める
- ・はっきりと購入や点検を断る
- ・契約書に署名、捺印はしない

相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に連絡しましょう。

一般家庭では、8日以内であればクーリング・オフ制度が適用され、契約解除が可能です。

悪質な訪問販売・点検に関するご相談は

消費生活総合センター	6 4 5 - 3 4 2 1 (月曜日から土曜日：祝休日を除く)
浦和消費生活センター	8 7 1 - 0 1 6 4 ()
岩槻消費生活センター	7 4 9 - 6 1 9 1 (月曜日から金曜日：祝休日を除く)

《住宅用火災警報器・消火器に関する問い合わせ先》

さいたま市消防局 予防部 予防課

048 - 833 - 8218

